

第5章 関連計画における施設整備の方針

第1節 国の方針

国では、廃棄物処理法第5条の3に基づき、5年ごとに廃棄物処理施設整備計画を策定しています。

最新の廃棄物処理施設整備計画は、令和5年（2023年）度から令和9年（2027年）度の5ヵ年を計画期間とし、令和5年（2023年）度に閣議決定されました。

以下に、廃棄物処理施設整備計画の概要を示します。

表 64 計画の概要（令和5年（2023年）6月30日閣議決定）（再掲）

基本的理念	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化 ■ 災害時も含めた持続可能な適正処理の確保 ■ 脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組 	
廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施	廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標
<ul style="list-style-type: none"> ① 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進と資源循環の強化 ② 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営 ③ 廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進 ④ 地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備 ⑤ 災害対策の強化 ⑥ 地域住民等の理解と協力・参画の確保 ⑦ 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ごみのリサイクル率：<u>20→28 %</u> ■ 一般廃棄物最終処分場の残余年数：<u>2020年度の水準（22年分）を維持</u> ■ 期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：<u>20→22 %</u> ■ 廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合：<u>41→46 %</u> ■ 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率：<u>58→76 %以上</u> ■ 先進的省エネ浄化槽導入基数： 家庭用 33万→75万基 中・大型 9千→27千基

※ 太字下線部は、前計画からの主な追加、変更内容を表す。